

# Walk Together

たはら男女共同参画ニュース

～共に考え・共に歩もう～

ウォーク・トゥギャザー

田原市男女共同参画のシンボルマーク▶

▶企画課 ☎23-3507



## 田原市では、パートナーシップ宣誓制度があります



◀市HP



パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的少数者(※)である2人が、人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを認める制度です。

※性的指向が、性的多数者とは異なるとされている人や、自分の性に違和感がある人のこと。

### 宣誓することができる方

- ①成年に達していること
- ②宣誓者が2人とも田原市民であること、または転入を予定していること
- ③配偶者がいないこと(結婚していないこと)
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと

### 宣誓すると、できるようになること

- ・市営住宅への入居
  - ・希望する方には、花束(アニバーサリーフラワー)をプレゼント
- ※民間サービスの中には、受領証を提示することで、一定の範囲で家族と同等の取り扱いが行われることがあります。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用など)

田原市は、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標に、市民の皆さんが男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、性別に関係なく自分らしく輝けることを目指しています。

お困りのことがあれば、何でもご相談ください。

手続きの  
事前予約

電話やメールなどで予約します。ご心配なことがあれば、ご相談ください。

宣誓書を  
提出する

お2人そろって提出してください(プライバシーに、十分配慮します)。

宣誓書  
受領証発行

内容確認に1週間程かかります。

内容確認

受領証を受け取りにお越しください。(郵送希望にも対応しています。)



## 東三河5市の間では、手続きが簡単に!



豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市と田原市では、パートナーシップ宣誓制度に関わる自治体間連携協定を結んでいます。

このため、東三河5市にお住まいでパートナーシップ宣誓制度を利用している方が、この5市の間で転出や転入をする場合は、その手続きが簡単になります。

### 例えば...

東三河4市から、田原市に転入する場合、転出元の市が発行した「宣誓書受領証」と住民票の写しを提出、必要書類を記入すれば、宣誓の引き継ぎを行うことができます!